

入札参加有資格者 各位

高知市総務部契約課

建築・設備工事（一般競争入札）における予定価格の事後公表について（通知）

令和 7 年 3 月 31 日付け「令和 7 年度 入札・契約制度の改正等について」でお知らせしたとおり、予定価格を事前公表としていた建築・設備工事の一般競争入札について、令和 7 年 7 月 1 日以降に公告を行うものから、事後公表としますのでお知らせします。

記

1 建設工事の予定価格公表時期について

今回の建築・設備工事の一般競争入札に係る予定価格を事後公表とすることにより、全ての発注方法において、予定価格は事後公表となります。

発注方法	工種	現行	改正後（R7.7.1～）
一般競争入札	土木系工事※	事後公表 （積算疑義申立手続）	事後公表 （積算疑義申立手続）
	土木系工事以外 （建築・設備工事）	事前公表	事後公表
指名競争入札	全ての工事	事後公表	事後公表
随意契約	全ての工事	事後公表	事後公表

※ 土木一式工事、水道施設工事、造園工事、舗装工事、道路照明工事等の高知県土木工事標準積算基準を主体に設計された工事

2 その他

建築・設備工事の予定価格の事後公表に伴い、入札過程の透明性を高めることや、入札参加者にとって、より正確な見積もりを可能とするため、公共建築課が作成を行う建築・設備工事の設計書及び数量書に、別紙明細書を添付することとします。（軽微なものや任意仮設に係る数量を記載した別紙明細書は除く。）

なお、従来のとおり、数量書は発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、工事請負契約書第 1 条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）です。

以上